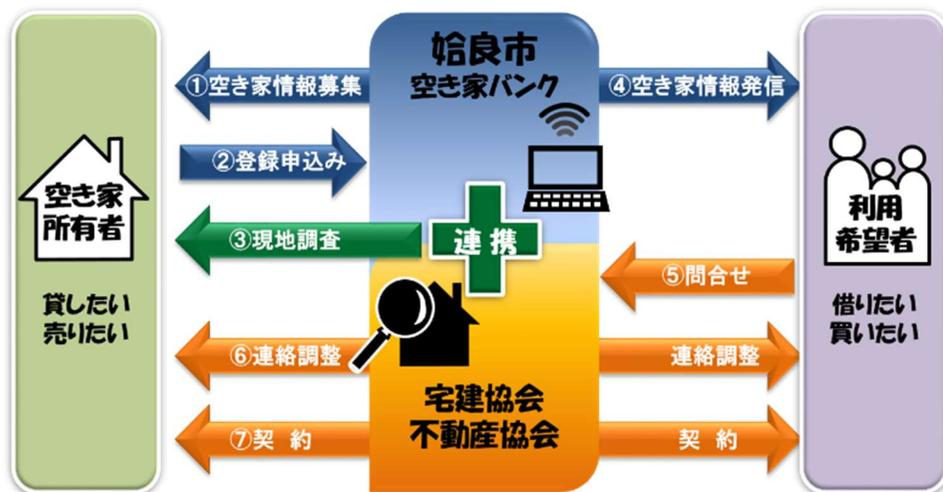


始良市内に空き家を所有する皆様へ

始良市空き家バンクに
登録(売買、賃貸)してみませんか!!

始良市空き家バンクイメージ図



【空き家バンクとは・・・】

空き家を売却・賃貸したい人と、居住するために空き家を購入・賃借したい人をマッチングする制度です。

空き家の再利用や有効活用を図り、始良市への定住促進に寄与することを目的としています。

空き家バンクの運営主体は始良市で、物件の媒介等は、市と協定を締結した宅地建物取引業協会または全日本不動産協会の会員事業者に依頼します。登録された物件情報は、本市のホームページ等で公開します。

～ご利用のながれ～

①賃貸・売却物件の登録

賃貸・売却物件を登録していただける方は、市へ登録申込書を提出してください。（担当の事業者を決定します。）

※登記名義人が亡くられており、相続人が申請される場合は、登記の変更をされてからご申請された方が登録がスムーズにいきます。

②現地調査

市の担当者と担当業者が現地の物件を確認します。所有者の同行もお願いします。（代理も可）

③空き家バンク登録・情報提供

調査後、物件台帳へ登録し、市のホームページ等で広く情報を提供します。

④物件の交渉・契約

利用希望者の申し出があれば、担当業者から所有者へ連絡します。契約交渉は、担当業者が仲介します。

【登録できる物件】

・始良市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの（予定も含む。）

【登録できる方】

・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。



登録時に確認していただく事項

①登録予定の物件の現地調査を、市の担当者と事業者で行い、土地や家屋の状態確認や写真撮影をさせていただきます。その際には、所有者の立ち会いをお願いします。（代理も可）

※物件の状態によっては、登録できない場合もあります。

②登録いただいた物件情報は、空き家バンク登録台帳に登録するとともに、始良市のホームページ等に掲載し、広く情報提供を行います。（ホームページ等では、物件の現況及び写真等を掲載。個人情報掲載しません。）

③登録申込を受けた時点で事業者を選定し、契約・交渉等は担当の事業者が仲介します。

④市は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しません。契約等に関する一切の問題等については、当事者間・媒介業者で解決するものとなります。

⑤物件の賃貸・売買の契約が成立した場合は、所定の仲介手数料等を仲介する事業者へお支払いいただきます。

☆空家等の所有者等の責務について

空家等対策の推進に関する特別措置法第5条では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。」と定められています。

☆空き家をそのまま放置していると…

・適切に管理がされないまま放置された空き家は、老朽化が急激に進み、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

☆空き家でお困りではないですか？

・空き家の借り手、買い手を見つけて有効活用したいが、どこに相談すればいいかわからない。



「始良市 空き家バンク」
で検索！！

※始良市ホームページに「空き家バンク情報」を掲載しています。
現在登録中の物件も確認できますので、ご参照ください。

【お問い合わせ先】

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25
始良市役所 地域政策課 地域政策係
電話 0995-66-3121（直通）
Email seisaku@city.aira.lg.jp
ホームページ <https://www.city.aira.lg.jp/>

